

CO2 削減に関する自主行動計画の策定の検討結果について

平成19年10月17日
大規模展示場連絡会

1. 大規模展示場連絡会の構成メンバー

大規模展示場連絡会（以下「大展連」）は、（株）東京ビッグサイト、（株）幕張メッセ、（株）パシフィコ横浜、（財）名古屋都市産業振興公社、（財）大阪国際経済振興センター、（財）福岡コンベンションセンター、（財）西日本産業貿易コンベンション協会の7の運営管理者で構成されている。なお、いずれの展示場施設についても所有者は地方公共団体となっている。

運営管理者の業務内容は、地方公共団体が所有している施設を委託契約や指定管理者制度に基づき管理・運営する内容・範囲が規定されており、具体的には、イベントや会議等を行う主催者に対して施設を賃貸することを主な業務内容としている。

2. 検討結果

今年4月以降、大展連全体の取組としてCO2削減のための自主行動計画策定の可能性について検討を行ってきたところであるが、大展連としては以下～の理由より、CO2削減に効果的な自主行動計画を策定することは困難との結論に至った。

イベントの主催者に貸し出す部分については、運営管理者の裁量でエネルギー使用量の削減を図ることができない。

施設の総述ベ床面積のうち、8～9割はイベントや会議の主催者に貸し出す部分（イベントなどを行う展示館や会議室）となっており、この貸出し部分については、運営管理者の裁量により照明や空調の入り切りができず、運営管理者の努力により、CO2排出量削減の目標設定を行うことは適切ではない。運営管理者側の裁量でエネルギー効率を図るための取組が可能となるバックヤード部分は、総述ベ床面積のうちわずか1～2割程度となっている。

7施設のうち4施設は地方公共団体の指定管理者となっており、指定管理者の裁量で施設のエネルギー使用量の削減を図ることができない。

（財）名古屋都市産業振興公社、（財）大阪国際経済振興センター、（財）福岡コンベンションセンター、（財）西日本産業貿易コンベンション協会の4運営管理者については、地方公共団体の指定管理者となっており、それぞれ地方公共団体との業務契約により、貸館受付業務、賃貸料徴収事務、夜間警備、清掃等の施設維持管理業務等に業務範囲が限定されている。したがって、指定管理者の裁量により、電

気の使用量（施設のエネルギー使用量のほぼ全体を占める。）を削減するために、施設における設備を省エネ型に変更するなどのCO2削減に向けた取組を実施することが、地方公共団体との契約上できない。なお、エネルギーの使用量の計測についても、市の業務（エネルギー管理士は市の職員）とされており、法令に基づく報告も市が行うこととなっている。

7施設のうち、で掲げた4施設以外の3施設については、地域冷暖房システムを採用しており、施設のエネルギー使用量の3～4割を占めている熱源の見直しを運営管理者が行うことができない。また、残りのエネルギー使用量6～7割を占めている電気使用量のうち、貸出し部分以外のバックヤード部分における電気使用量は、更に省エネに向けた取組を行う余地が小さい。

（株）東京ビッグサイト、（株）幕張メッセ、（株）パシフィコ横浜の3運営管理者は、施設の総エネルギー使用量の約3～4割を、地域冷暖房システムによる熱供給方式で占めているが、熱供給設備は熱供給事業者が所有しているため、運営管理者側で設備の省エネ化や熱源の見直しなどを行うことができない。

また、エネルギー使用量の6～7割を占めている電気の使用量のうち、で述べた貸出し部分以外のバックヤード部分については、蛍光灯、照明器具の使用（施設内の冷暖房については、地域冷暖房システム。）によるものが大半となっている。当該設備については、既に3施設とも照明器具、蛍光灯、誘導灯を省エネ型に交換（白熱電球を電球型蛍光灯に変更等）、部分点灯（倉庫や共用廊下等で実施）を図るなど、省エネに向けた取組を既に実施済みであり、更に省エネに向けた取組を行う余地がかなり小さい。

以 上